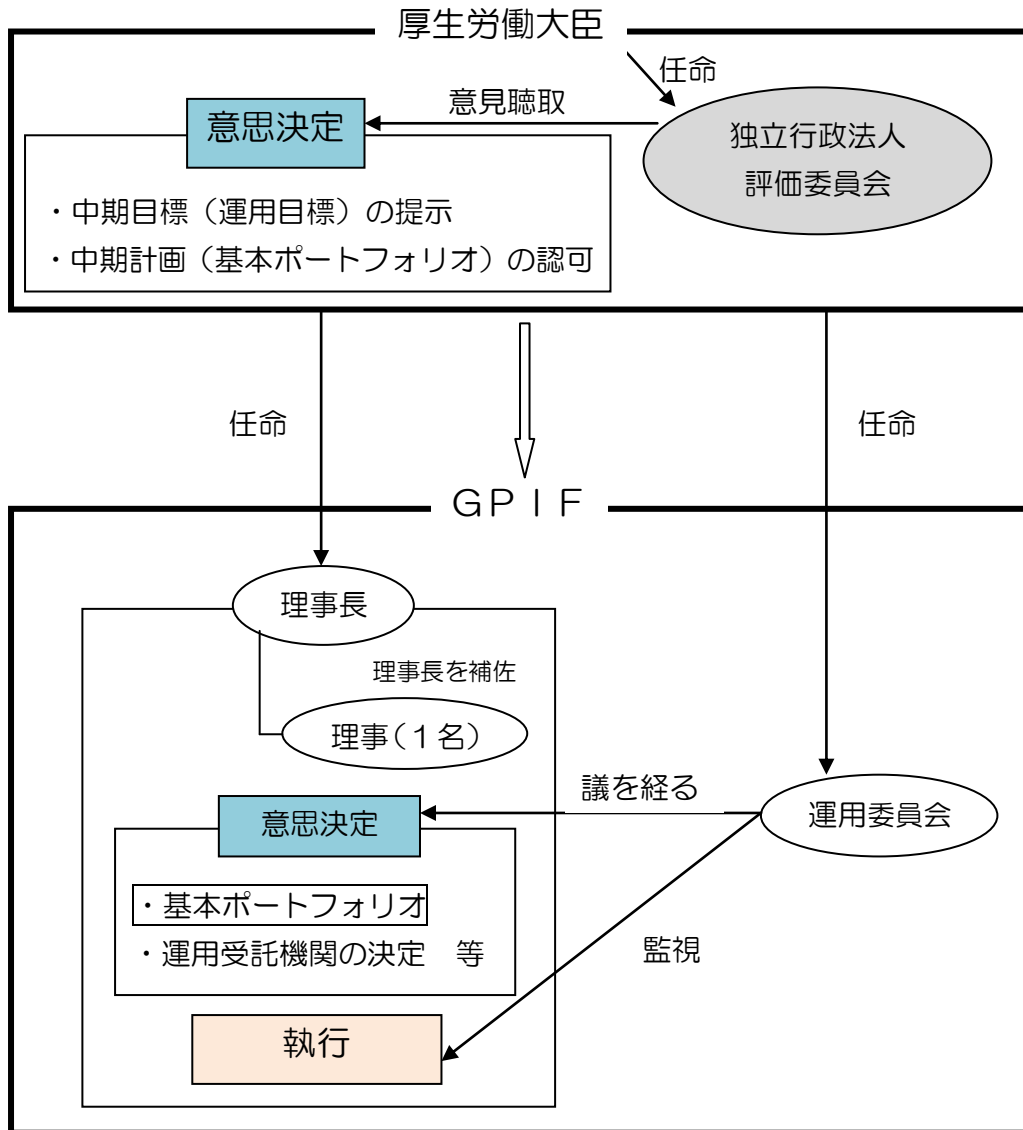


ガバナンス等に関する補足資料

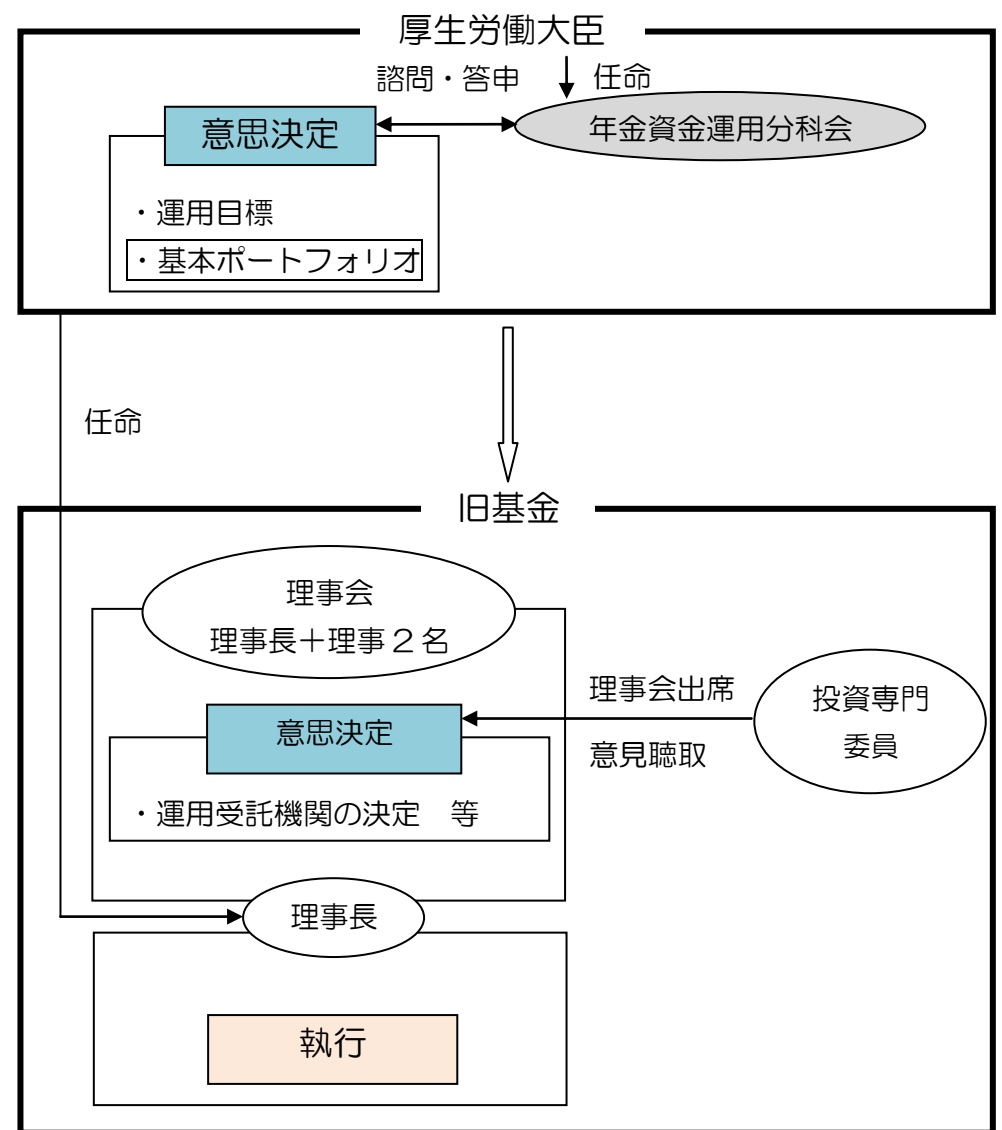
- 1 GP I Fと（旧）年金資金運用基金の比較 . . . 1
- 2 国内の他組織の比較 . . . 3
- 3 受託者責任について . . . 6

年金積立金管理運用独立行政法人と（旧）年金資金運用基金の比較

【GP I F】



【旧年金資金運用基金】



	GPIF	旧年金資金運用基金
設置根拠	年金積立金管理運用独立行政法人法に基づく 独立行政法人	年金資金運用基金法に基づく 特殊法人
意思決定機関	理事長の専管 （独法共通） 運用委員会 （理事長の意思決定に際しての諮問機関。経済、金融の学識経験者 11 人以内で構成）	理事会 （理事長及び理事（2 人以内）で構成） 投資専門委員 （理事会で意見を聴く。経済、金融の学識経験者 3 人以内）
任免	理事長 は厚生労働大臣が任免 運用委員 は厚生労働大臣が任免 理事 は理事長が任免、厚生労働大臣に届出	理事長 は厚生労働大臣が任免 理事、投資専門委員 は厚生労働大臣の認可を受けて理事長が任免
政府との関係	厚生労働大臣の認可（承認） ・中期計画、業務方法書、財務諸表	厚生労働大臣の認可（承認） ・年度計画、予算、業務方法書、財務諸表、役職員給与等の基準

他の運用組織等における意思決定機関

1 国家公務員共済組合連合会

[根拠法]

国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）

[意思決定機関]

○財務大臣任命の理事長による単独決定。

- ・ 常務理事及び理事が、理事長を補佐して業務を執行。
- ・ 理事長の諮問機関たる資産運用委員会が、基本方針の策定・変更、その他資産運用の重要事項について助言。

<理事長の補佐>

- ・ 常務理事 6 名
- ・ 理事 4 名（非常勤）

※理事は理事長が財務大臣の認可を受けて任命。

※常務理事及び理事のうち 6 人以内は組合の事務を行う組合員。

<資産運用委員会>

- ・ 学識経験者 4 名

○定款の変更、毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算、重要な財産の処分及び重大な債務の負担等の決定については、運営審議会の議を経る。

※運営審議会は年 2 回（3 月及び 6 月）開催。

<運営審議会>

- ・ 組合員 16 名

※組合及び連合会の業務その他組合員の福祉に関する事項について広い知識を有する者（うち半数は組合員を代表する者）のうちから理事長が任命。

2 日本銀行

[根拠法]

日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）

[意思決定機関]

○金融政策の決定については、政策委員会による合議形態。

※金融政策決定会合は月 2 回、通常の会合は週 2 回開催。

<政策委員会（全員常勤）>

- ・ 総裁
- ・ 副総裁 2 名
- ・ 審議委員 6 名

※経済又は金融に関して高い識見を有する者等のうちから、両議院の同意を得て内閣が任命。

3 預金保険機構

[根拠法]

預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）

[意思決定機関]

○保険料率の決定、保険金・仮払金の支払い、定款の変更、業務方法書の作成・変更及び予算・資金計画の策定等については、運営委員会による合議形態。

※委員会は随時開催（平成 2 1 年度は 6 回）

<運営委員会（理事長及び理事のみが常勤）>

- ・ 理事長
- ・ 理事 3 名
- ・ 委員 8 名

※理事長及び理事については、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命。

※委員については、金融に関して専門的な知識と経験を有する者の中から、理事長が内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて任命。

4 日本放送協会

[根拠法]

放送法（昭和 25 年法律第 132 号）

[意思決定機関]

○経営に関する基本方針、収支予算、事業計画及び資金計画、定款の変更等については、経営委員会による合議形態。

※経営委員会は月 2 回開催。

<経営委員会>

・委員 12 名（うち監査委員を兼ねる 1 名のみが常勤）

※公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命。

5 地方公共団体金融機構

[根拠法]

地方公共団体金融機構法（平成 19 年法律第 64 号）

[意思決定機関]

○定款の変更、予算、事業計画、資金計画、収支計画等については、代表者会議による合議形態。

※代表者会議は随時開催（平成 21 年度は 4 回）

<代表者会議>

・6 名（非常勤）

※①都道府県知事、市長又は町村長

②①以外の者であって、地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する者

のいずれかを満たす者各同数を、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織が選任。

年金運用における受託者責任関連規定

公的年金

○厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）

（運用の目的）

第79条の2 年金特別会計の厚生年金勘定の積立金（以下この章において「積立金」という。）の運用は、積立金が厚生年金保険の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。

○国民年金法（昭和34年法律第141号）

（運用の目的）

第75条 積立金の運用は、積立金が国民年金保険の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら国民年金の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって国民年金事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。

○年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）

（管理運用法人の目的）

第3条 年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定に基づき厚生労働大臣から寄託された積立金（以下「年金積立金」という。）の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的とする。

（役員等の注意義務）

第十一条 管理運用法人の役員及び職員は、年金積立金が厚生年金保険及び国民年金の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならない。

2 理事長及び理事は、第十八条第一号に掲げる業務（以下「管理運用業務」という。）に関する職務の執行に際しては、委任を受けて他人のために資産の管理及び運用を行う者であってその職務に関して一般に認められている専門的な知見に基づき慎重な判断を行うものが同様の状況の下で払う注意に相当する注意（第二十二条において「慎重な専門家の注意」という。）を払わなければならない。

3 理事長及び理事は、管理運用業務について、この法律、厚生年金保険法若しくは国民年金法、これらの法律に基づく命令若しくは通則法若しくはこの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分又は管理運用法人が定める業務方法書その他の規則を遵守し、管理運用法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(理事長及び理事の禁止行為)

第十二条 理事長及び理事は、自己又は管理運用法人以外の第三者の利益を図る目的をもって、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 特別の利益の提供を受け、又は受けるために、年金積立金の管理及び運用に関する契約を管理運用法人に締結させること。
- 二 自己若しくは自己と利害関係のある者の有する有価証券その他の資産を管理運用法人に取得させ、又は年金積立金の管理及び運用に係る資産を自己若しくは自己と利害関係のある者が取得するようにさせること。

企業年金

○厚生年金保険法（昭和二十九年五月十九日法律第百十五号）

(役員職務)

第二百十条（中略）

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行することができる。

(以下、略)

(理事の義務及び損害賠償責任)

第二百十条の二 理事は、前条第三項に規定する基金の業務について、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事が前条第三項に規定する基金の業務についてその任務を怠つたときは、その理事は、基金に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(理事の禁止行為等)

第二百十条の三 理事は、自己又は当該基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金の管理及び運用の適正を害するものとして厚生労働省令で定める行為をしてはならない。

2 基金は、前項の規定に違反した理事を、規約の定めるところにより、代議員会の議決を経て、交代させることができる。

厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン（通知）

（平成9年4月2日年発第2548号） ～抜粋～

三 理事

(1) 一般的な義務

① 法令上の義務

(善管注意義務)

- 理事は、基金に対し、善良なる管理者の注意をもって職務を遂行する義務を負う (民法第644条の類推適用)。

(忠実義務)

- 理事は、管理運用業務について、法令、法令に基づいて行う厚生大臣の処分、規約、代議員会の議決を遵守し、基金のため忠実にその職務を遂行しなければならない (法第120条の2参照)。

② 一般的基準

- 理事は、管理運用業務について、常勤・非常勤の勤務形態やその職責の内容に応じ、理事として社会通念上要求される程度の注意を払い、基金のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

特に、管理運用業務を執行する理事 (理事長、管理運用業務を行う常務理事及び運用執行理事等。以下「理事長等」という。) は、管理運用業務に精通している者が、通常用いるであろう程度の注意を払って業務を執行しなければならない。

- 理事は、その職務の遂行に当たり、もっぱら加入員等の利益を考慮すべきであり、これを犠牲にして加入員等以外の者の利益を図ってはならない。

○確定給付企業年金法(平成十三年六月十五日法律第五十号)

(事業主の行為準則)

第六十九条 事業主は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分及び規約を遵守し、加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

2 事業主は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、資産管理運用契約を締結すること。
- 二 積立金の運用に関し特定の方法を指図することその他積立金の管理及び運用の適正を害するものとして厚生労働省令で定める行為

(基金の理事の行為準則)

第七十条 基金の理事は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

2 基金の理事は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 自己又は当該基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、第六十六条第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する契約 (以下「基金資産運用契約」という。) を締結すること。
 - 二 自己又は当該基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、積立金の運用に関し特定の方法を指図することその他積立金の管理及び運用の適正を害するものとして厚生労働省令で定める行為
- 3 基金の理事が第二十二條第三項に規定する基金の業務についてその任務を怠ったときは、その理事は、基金に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。
- 4 基金は、この条の規定に違反した理事を、規約で定めるところにより、代議員会の議決を経て、交代させることができる。

確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン（通知）
（平成 14 年 3 月 29 日年発第 0329009 号） ～抜粋～

三 事業主及び基金の理事

(1) 一般的な義務

① 法令上の義務

（善管注意義務）

○ 事業主は、加入者等に対し、善良なる管理者の注意をもって職務を遂行する義務を負う（民法第 644 条の類推適用）。

○ 理事は、基金に対し、善良なる管理者の注意をもって職務を遂行する義務を負う（民法第 644 条の類推適用）。

（忠実義務）

○ 事業主は、管理運用業務について、法令、法令に基づいて行う厚生労働大臣の処分及び規約を遵守し、加入者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない（法第 69 条参照）。

○ 理事は、管理運用業務について、法令、法令に基づいて行う厚生労働大臣の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のため忠実にその職務を遂行しなければならない（法第 70 条参照）。

② 一般的基準

○ 事業主は、管理運用業務について、社会通念上要求される程度の注意を払い、加入者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

○ 理事は、管理運用業務について、常勤・非常勤の勤務形態やその職責の内容に応じ、理事として社会通念上要求される程度の注意を払い、基金のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

特に、管理運用業務を執行する理事（理事長、管理運用業務を行う常務理事及び運用執行理事等。以下「理事長等」という。）は、管理運用業務に精通している者が、通常用いるであろう程度の注意を払って業務を執行しなければならない。

○ 事業主等は、その職務の遂行に当たり、もっぱら加入者等の利益を考慮すべきであり、これを犠牲にして自己又は加入者等以外の者の利益を図ってはならない。

参 考

（参考）米国 ERISA 法における受託者責任に係る規定

米国 ERISA 法では、専ら加入者・受給者の利益のために合理的な経費の下で義務を果たすという「忠実義務」と、それぞれの立場に応じた専門家としての注意を払うという「注意義務」を規定しており、この考え方はエリサ法の規制の範囲外である公務員年金基金においても概ね取り入れられている。

第 404 条（受託者義務）

(a) (1) 第 403 条 (c)、(d)、第 404 2 条および第 404 4 条に基づき、受託者はもっぱら加入者及び受給権者の利益のためだけに制度に対する義務を果たさなければならない。その

際、

- (A) 下記のみを目的とする。
 - (i) 加入者及び受給権者に給付を行うこと
 - (ii) 制度管理のための正当な経費を支出すること
- (B) 当該状況下で、同等の能力で行動し同様の事項に精通している慎重な人間（プルードント・マン）が同様の性格及び目的を有する事業の管理にあたり行使する注意力、技量、恩恵及び勤勉さをもって、権限を行使すること
- (C) 巨額の損失の危険性を最低限に押さえるため、制度資産の投資を分散すること。ただし、分散しないことが明らかに思慮分別あることとみなされる状況にある場合は除く。
- (D) 本編又は第4編の規定に適合する限りにおいて、当該制度の内容を定める書類及び制度規定書に従うこと